

末子相続の族制的文脈：比較民族学的指向

内藤，莞爾

<https://doi.org/10.15017/2230723>

出版情報：九州人類学会報. 1, pp.1-6, 1973-10-31. Kyushu Anthropological Association
バージョン：
権利関係：

末子相続の族制的文脈

— 比較民族学的考察 —

九州大学 内藤 莞爾

表記の発表は、昭和47年9月16日、九州人類学研究会の発足にさいして行なわれたが、この席では4つの民族についてその家族慣行の要旨を述べ、続いて若干の私見を展開した。しかしここでは、これらを再現するほどの紙幅をもたない。それで前半の家族慣行についての部分をあえて表示すれば別表のようになるであろう。ただこの4民族をとりあげたことには、格段の理由はない。というよりも、タイ族を別として⁽¹⁾、他の3族はたまたま同じ書物に収められていたというにすぎない⁽²⁾。にもかかわらずこれら4例にあっては、多少でも分析が単位家族の内部にまで及んでいる。とともにフラニ族を除いて、不十分な

	所在	生業	氏族	外婚	婚所	相続人	財産分与
タイ族 (Tai)	アジア (インド) (シナ)	水稲	なし	なし	matri → neo	末男または 末女	男女 均分
イバン族 (Iban)	アジア (ボルネオ)	陸稲	なし	なし	utro- local	一子残留	男女 均分
フラニ族 (Fulani)	アフリカ (スーダン)	遊牧	父系 (微弱)	微弱 (?)	patri	なし	男子 均分(?)
ロ・ダガバ族 (Lo Dagaba)	アフリカ (黄金) (海岸)	畑作	双系	あり	patri	末男	動産母系 不動産父系 均分(?)

から計数措置も加えられている。あえて言えば微視的である。民族学的な家族研究は、ややもすると記述に終始し、しかも単位家族の分析よりも、これを包む族制的文脈に傾斜するきらいがあった。これと比べて以上の4例は、視点の置きかたが下のほうに降りてくる。もっともこれは、おわりのロ・ダガバ族を別として、氏族制を欠くかまたは微弱であるため、単位家族が顕在化したという事実とも無関係ではないであろう。が、ともかく資料が不揃いでまた十分でないので、以下述べるところも示唆程度にとどまることを認めなければならない。

1 氏族制と相続

ところで以上の4例中、タイ族とイバン族とは、あきらかに族外婚の規定をもたない⁽³⁾。フラニ族⁽⁴⁾には若干の疑問も残るけれども、おそらくこの規定はないか、またあっても微弱なものと推察される。はっきりしているのは、ロ・ダガバ族だけである⁽⁵⁾、けれどもその氏族制は、単系ではなくて双系制に立

っている。この種族の双系制については、不明な点もあるけれども、男子の財産は動産は母系氏族に、不動産は父系氏族によって伝えられる。それで父が死ねば、その動産は母系氏族、すなわちかれの姉妹の子ども(オイ)のものとなる。自分の息子に相続させることができない。ところが不動産は、息子に伝えてよい。ということになると、父としては当然、早く息子たちに分封をすすめる結果となってくる。そしてこれは、長男から順番に行なわれる。ただ末子だけは老後の支えとして、父のもとにとどまることが期待される。その代わり兄たちよりも多くのものを相続する。報告者の Goody が優先的末子相続 (preferential ultimogeniture) と呼んだゆえんである。

だいたい単系制は、父系・母系のいずれであっても、ここでは "sibling" の強調となってくる。そしてこのことの反映として、父系制では母子関係、母系制では父子関係が軽視され、また共通して "conjugal" への低い評価となってくる。極端なのは、インドの Nayar であろうが、ここでいう "taravad" とは母系のリネジである⁽⁶⁾。その成員には、男女の双方を含むけれども、みな女性成員の子どもからなる、いわゆる "joint-family" である。もともと Nayar では、成員を母系に限るために、父親の権利をすべて否定してしまう。娘は幼時に花嫁との婚礼を挙げるが、3日のうちに離婚してしまう。成人してから娘は恋人をもつが、これは文字どおりの恋人であって結婚はしない。だから娘方の財産に対しても、また生まれた子どもに対しても、なんの権限もない。したがって相続も、まったく母系によって行なわれることになる。「結婚」さえ否定する Nayar に、父子関係や夫婦関係が成りたつはずがない。なお日本の族制は、族外婚の規定をもたないので、氏族制とは遠のいてくるけれども、父系制への傾斜は否定することができない。それでここでは父子関係が強調される反面、「腹は借物」のことばのように、夫婦関係と母子関係とは後退してくる。とともに同族団といった男系の "sibling" がクローズアップされてくるわけである。

ところでこうした単系制と比べて、なるほど双系制の社会にあっても、相続に対するリネジの規制力は強い。にもかかわらずロ・ダガバ族のように、相続財産に種類が区別され、なにほどかの物件が親から子に渡されることになると、被相続人としての父・母の別、相続人としての男・女の別はあっても、それだけ "parent-child" のパターンに接近してくる。少なくとも支配的原理としての "sibling" の後退である。そして将来の方向としては、いわゆる核家族を想定することも、あながち不可能ではないであろう。ロ・ダガバ族の場合、Goody はこの種族にあっては、父は自分の姉妹や姉妹の子が家に住込むことを忌避する事実を数字的にも示している。これらは、自分の動産の継承者またはそれに連なるからである。しかも前述のように、男子にはなるべく早期に分産を行なって、オイへの相続分を少なくしようとする。つまり生前に核化を進めて、はては老後の支えとして末子相続風のものを生み出すことになった。族制もその運用によっては、これが空洞化してくる。姉妹の子どもも可愛いだろうが、同じ屋根の下の自分の子どもは、もっと可愛い。

周知のように Malinowski は、トロブリアント島民の父親を "sociological father" と呼んだ⁽⁷⁾。かれらのあいだでは、妊娠についての父親の生理的役割を知らない。受胎は祖先の靈魂が

子孫の女性の胎内に入ることによって可能となってくる。父親の役割は、その通路をあけてやるにすぎない。だから観念的には「父」ではない。この島の族制は、母系父処婚である。したがって男（父）の財産は自分の子どもには伝えられない。しかしこの父子が同居していることは事実である。また父処婚なので部落における妻の味方は、夫しかいない。それで夫婦の愛情も、まことにこまやかである。Malinowskiによると、トロブリアントの父は、観念的には自分の子どもではなく、また財産の相続人でもない男の子を、それでも非常にいつくしむ。“sociological father”と呼んだゆえんである。Nayarの場合も、これと似ている。母の恋人は、“taravad”に対しては、なんら法的な権限をもたない。またここは妻訪いなので、生活の事実もない。にしても子どもが自分の種にはまちがいない。やはり非常な愛情を注ぐといわれている。

そこで Linton のフレーズをあえて転用すれば、親子・夫婦から成るような、いわゆる“elementary family”は、もともと「達成」(“achievement”)の単位ではなくて、「帰属」(“ascription”)の体系に属している⁽⁸⁾。そこでは合理的な配属は、最大限に退けられる。裏からすれば、情緒的な人間性が最大限に発揮される。これに対して族制を含めて、制度というものは、多少でも合理的な配慮のうえで生みだされる。あるいは当初は人間性に乗っけても、やがて価値体系の推移や状況の変化などでズレが生じてくる。そこで両者は、矛盾・葛藤の状態に置かれることになる。江戸幕府が分地制限令を施行し、長男の一括相続を奨めたことには幕府側としてそれなりの理があった。しかし実際には、人間性に沿う次・三男の分家・分産が行なわれた。中国の教えは、父の生存中は分産を禁じて、結婚後も一族集居をなすのが孝道だとされてきた。けれども費孝通が郷里・開弦弓についての報告によると、集居は兄弟間、とくに嫁の間のトラブルを助長してやむをえず生前分割に踏みきる例が多いという⁽⁹⁾。族制の空洞化である。Nayar もこんにちではまったく核化しているのが現状である。

2 末子相続の性格

相続、とりわけ末子相続の問題に進むことにしたい。さて前述のように、ロ・ダガバ族にあっては、核家族の分封が進められながらも、なお末男子の残留が期待された。そしてこの末子には、財産分与についてもプラス・アルファが保証された。にしてもこの末子相続は、報告者も言うように、まさに「老後の支え」(“prop to his old age”)であって、「老人保障の一形態」(“a form of old age insurance”)にすぎない。またタイ族にあっては、一般に matrilocal の期間を経て、neolocal に移るけれども、なお末子は扶養者として生家に残るものとされている。しかしここでいう末子は、末男とは限らない。むしろ末女のほうが多いような印象を受ける。それからイバン族の場合であるが、ここでは父処婚・母処婚のいずれをとるかは、当事者間に任される。“utrolocal”と呼ばれるタイプである。そして親の家(“bilek”)には、扶養者として一子が残留することになっている。しかしその系譜認知の特異性からして、これが特定の子どものみに限られると

は思えない。わずかに2組の子夫婦が残留したとき、続いておこる「分裂」にさいして、年下の夫婦が残る、というぐらいのものである。それからフラニ族の場合、親は財産をすべて分与し、もう働けなくなると長男のもとで養われる。しかし親の家はこれをたたんで長男のところに転がりこむのであって、親の家は近代家族のように一代かぎりで消滅する。遊牧民なので、物的施設の貧弱なこともあって完全な核分裂とみてよいであろう。

それでこれらはローマの家父長制、日本の「家」制度にみられるように、厳密に構造化された相続ではない。関心は、相続よりもむしろ家族の核化のほうに向けられている。相続人についても、その特化はうすく、しかもそれは老後の扶養者といった色を濃くしている。それは生命周期のツナギのためであって、生物的必然に近くなってくる。それでこのように相続に対する制度的な要請が強くないということになると、諸般の事情というものがこの相続の決定因子として参加してくる。中島竜太郎の表現を借りれば、「規範的拘束」よりも「状況的拘束」の優位である⁽¹⁰⁾。中島これを日本農家の相続、すなわち長子家督を照準点として論ずるのであるが、しかしこの比較研究の場合には、中島のように状況的拘束を家庭内の状況、いわゆる「家庭の事情」だけに求めることはできない。それは結婚＝他出ともつながってくる。こうして“internal”な状況と“external”な状況とのからまりあいのうえで、ツナギとしての相続が実現する。たとえば Kaufman は、タイ族についてこう書いている。一時的にしても妻方居住制のみられることは事実であるが、しかし妻がひとり娘だったり、男の兄弟がいなかった場合には、この妻方の居住が永続する。またこの居住制は、双方の家の財産状態によっても左右される。妻方の家が夫方よりも豊かな場合には、永久的に妻方居住となることが多い。そして逆の場合には、妻方居住の期間は短縮されるか省略されるというのである。またイバン族の場合、家族の分封は子どもの婚出・養出、そしてさきに述べた分裂の3つの事由によっておこなわれる。しかし養出は全体の1割以下にすぎない。そこで報告者の Freeman は、分封の完了した世帯について、婚出と分裂との頻度を当家の子どもの数との相関で分析してみた。結果は別表のとおりである。すなわち子どもの数が増すにつれて婚出が増加し、分裂が減少してくる。ひとり子の場合、ここでは分裂はありえないが、ただひとり子が他家に出たというのがわずかに現われる。それがきょうだい(男女にかかわらず)2人になると、婚出と分裂とばほぼ見合ってきて、3人になると前者がリードし、4人になると婚出が分裂の2倍に達する。なお Freeman は、5人以上は事例の少なくなるためか、その計数を示していないが、やはり前者が後者の2倍ほどになると述べている。

こども数	婚出	分裂
1人	5%	-
2人	47%	44%
3人	53%	37%
4人	66%	29%

そこでこの結果についてのかれの説明であるが、これはほぼ予想されるところのものである。すなわち諸子分割に立つ相続慣行からすれば、子どもの数、つまり共同相続人がふえればそれだけ1人当たりの分前は減ってくる。しかし婚出して、先方の“bilek”に属すと、先方の相続権を手にすることができる。そこでかれは例

を挙げるのであるが、男子で婚出した事例のうち、先方がひとり娘というのが9件数えられた。ところがこの9件にあっては、実家におけるきょうだい数は6・3人ということになる。全件の平均は3・6人であった。反対に分裂は、こうした婚出の傾向ともからんで、世帯規模の増大とともに今度は減少してくる。すなわちきょうだい数が2人の場合には、この分裂は44%であるが、以下減少してきて5人以上になるとこれが21%になるというのである。

このようにタイ族とイバン族にあっては、当事者両家の家族構成、とくに子どもの数とこれに関連する財産の相対的多少とが居住慣行や婚出・分裂などの家族動態に関係しているように説明された。たとえ一時の妻方居住制や“utrolocal”な一般的慣行であったとしても、個々のケースは以上のような内外の状況的因子によって決まってくる。制度にツメの甘さを残すかぎり、これは当然といってよいであろう。なおタイ族の場合、末子・末女が扶養者となることが多いが、ただこうした末子・末女が他に移ったときには、親の家屋数は家に残って親の面倒をみた者の所有に帰する。末子・末女の地位は、かならずしも保証されているわけではない。とともにこのことは、家庭の生活事情が扶養者の決定にあずかっている事実を示すものであろう。そしてこの点は、すでに末子相続研究の推進者だったFrazerによっても注目されていた⁽¹⁾。たとえばアッサムの Angami 族では、ほとんどの子どもたちは結婚とともに家を出ていく。だから末子が親のあとを継ぐことになる。ただ父が死んだとき、末子だけでなく、未婚の兄たちが残っている場合、末子にはなんの特権もない。同じくアッサムに住む Meithei 族であるが、ここは土地が政府によって管理されているので、相続の対象は主に動産ということになる。そしてこれらは、父の生前息子たちに分けられる。しかし父が死んだとき、末子がまだ家にいる場合は遺産はこの末子のものである。それで Frazer の言い分はこういうことになってくる。Angami 族にしても Meithei 族にしても、末子の跡とりはむしろ偶然によっている。つまり父が死亡したとき兄たちはすでに別の世帯をもっていた。ところが末子だけが家に残っていた。そういう意味での偶然である。

ところが Lowie はもっと徹底していて、末子を「残余の受贈者」(“residuary legatee”)として規定しようとする⁽²⁾。かれは北方の Kazak 族やスマトラの Gajo 族などの観察から、なるほど財産の分与において末子にやや有利なことは認められる。しかしこれは、末子が家にとどまっていたからにはほかならない。しかもそれは、兄たちが分家または他出したことの結果にすぎない。つまり Lowie は、末子相続を兄たちの分家・他出の結果としてながめようとする。末子相続そのものにこれを生起させる原因があるのではない。したがってどのような条件、とりわけどのような経済条件が兄たちの分家・他出をうながすか、その究明がたいせつだとするのである。

注

(1) 綾部恒雄『タイ族 — その社会と文化 —』1971.

(2) J. Goody(ed), The Developmental Cycle in Domestic Groups, 1971.

- (3) J. D. Freeman, The Family System of the Iban of Borneo (J. Goody, *ibid*, p. 15-52).
- (4) D. J. Stenning, Household Viability among the Pastral Fulani (J. Goody, *ibid*, p. 92-119).
- (5) J. Goody, The Fission of Domestic Groups among the Lo Dagaba (J. Goody, *ibid*, p. 53-91).
- (6) 山根常男「ナヤールの母系親族集団」(山根常男『家族の論理』 第4章, 昭和47年)。
- (7) B. Malinowski, The Father in Primitive Psychology, 1926.
- (8) R. Linton, The Study of Man, 1936, chap. 2.
- (9) 費孝通『支那の農民生活』仙波・塩谷訳, 昭和14年, 第4章。
- (10) 中島竜太郎「農家人口の配分規則」(『村落社会研究年報』1957)。
- (11) Sir J. Frazer, Folklore in the Old Testament, vol I, p. 445-9.
- (12) R. H. Lowie, Social Organization, 1948 p. 151-2